

## 地域再生計画に係る中間評価の考え方について

平成30年7月10日

企 画 部

地方創生推進交付金に係る地域再生計画（産業振興及び移住定住促進等による社会増拡大計画）について、下記のとおり中間評価を実施する。

### 記

#### 1 中間評価の考え方

- (1) 地域再生計画（産業振興及び移住定住促進等による社会増拡大計画）は平成28年度から平成31年度の計画期間となっており、中間年度となる平成29年度までの取組状況等を沖縄県地方創生推進会議に報告し、有識者の意見等を踏まえ、同計画の効果的な推進を図る。
- (2) 中間評価では、地域再生計画に位置付けたKPIの実現状況、交付金事業の進捗状況の評価するとともに、今後の対応方針を検討する。（交付金制度要綱において規定）

#### 2 KPIの実現状況、交付金事業の進捗状況、今後の対応方針

- (1) KPIの実現状況は、実績値の目標値に対する達成率により算出する。 $\frac{\text{実績値}-\text{基準値}}{\text{目標値}-\text{基準値}}$
- (2) 交付金事業の進捗状況は、KPIの実現状況を踏まえ、下表のとおりとする。  
複数のKPIを設定した事業については、達成率の平均により判定する。

進捗状況区分	判定基準
順調	KPI（平成29年度までの累積値）の達成率が80%以上
概ね順調	KPI（平成29年度までの累積値）の達成率が50%以上、80%未満
遅れ	KPI（平成29年度までの累積値）の達成率が50%未満
大幅遅れ	KPI（平成29年度までの累積値）の達成率が0%以下

- (3) 今後の対応方針は、事業の進捗状況、事業効果検証で分析した事業の効果、課題等を踏まえ記載する。